

第2回 総社市水道料金等検討委員会 議事録

開催日時	令和7年11月10日（月） 14：00～16：30
開催場所	総社市役所 4階 大会議室
出席委員	川本和則、石原和則、中村義弘、吉岡亨祐、土家美佐枝、近江美鈴、永田寿枝、中山睦雄、秋山伸
欠席委員	中西真理
事務局職員	西村環境水道部長、浅野上水道課長、角田下水道課長、但野上水道課主幹、岡崎下水道課主幹、茅野上水道課課長補佐、白神下水道課下水道係長、久保上水道課工務係主査（水道技術管理者）、和木上水道課業務係主任、大角下水道課下水道係主任、北代上水道課業務係主事
次第	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 水道事業について 料金改定案 外（上水道課説明）・・・ 資料1・2・4・5・6(2) 下水道事業について 料金改定案 外（下水道課説明）・・・ 資料3 ～質疑応答～ ～審議～3. 第3回検討委員会に向けてのスケジュール調整4. その他5. 閉会

【会議の概要】

1 開会

2 議事

- (1) 水道事業について 料金改定案 外・・・資料1・2・4・5・6
上水道課職員が水道事業の料金改定案などを説明した。
- (2) 下水道事業について 料金改定案 外・・・資料3
下水道課職員が下水道事業の料金改定案などを説明した。

（休憩）

(水道事業の説明に対する質疑応答)

委員 :

総括原価算定の内訳の中に職員給与費は必ず入れないといけないものなのか。

事務局 :

日本水道協会が出している水道料金算定要領に基づいて計算しますが、水道料金に係る全ての原価を水道料金で賄うという原則になっており、職員給与費も水道事業の中の費用として計上することになっています。

委員 :

人件費は昨今の情勢を踏まえ2%程度の上昇を見込むとなっているが、人件費は市の職員の給料ということか。また、給料の額は人事院勧告に伴い3%を超えて推移することも考えられるが、今後5年間2%程度の上昇で大丈夫か。

事務局 :

人件費は市の職員の給料のことを指します。上昇率については、5年間全て3%近く上がることもないとだろうと考えていますが、あくまで見込みですので、場合によっては足りなかったという結果になる可能性もあるとは思います。

委員 :

上水道と下水道のそれぞれで料金の変わり方が異なってもいいのか。

事務局 :

それぞれの算定要領や状況の違いがありますので、異なってもかまわないと考えます。

委員 :

①経営改善の取組みの中の徴収率の向上について、お客様センターへの委託費を払っていると思うが、委託費はどのくらい上がっているか。
②国庫補助金申請で、耐震化の工事に伴う補助金で料金回収率が100%以上でなければならぬメニューもあるということだが、その補助率はどのくらいか。

事務局 :

①耐震化工事などに注力していくことが重要であり、委託に出せるものは出していくと考えていることから、委託内容が増加しており、それに伴い委託費も上がっていきます。

②費用の中で国庫補助の要件に該当する部分については、その4分の1を補助してもらっています。

委員 :

経営改善への取り組みということで、広域連携や、PPPやPFIのような官民の連携事業についてはどの程度議論しているか。

事務局 :

岡山県においては広域化の事業について担当者レベルで協議を始めています。県

下での共同発注として漏水調査があるのですが、11市町村で県が主導し、合同で人工衛星の調査をするものです。これによって経費はいくら削減されるというのと、広域化に向けて徐々にですが、共同的なものを増やしていくこうという試みです。本格的な広域化の議論というのはまだこれからになってくると思います。

委員：

配水池と水源地が2か所に統合できたということだが、人件費も減るのか。

事務局：

これは施設数を減らすことによって維持管理費と次回の更新費用を抑制するという形で、効率化を目指して事業を経営するという形で考えていただければと思います。極端に言いまして、施設が60あるのが、例えば1つになるということであれば、人数も考えるべきかもしれません、施設と管路の維持管理や更新にかなりの技術職員が携わっています。また、日々の漏水や水質検査などにも携わっているので、一概に人を減らすということにはなりません。

逆に言いますと、老朽管の更新を進めるためには、さらに職員が必要であると考えています。

委員：

漏水調査が人工衛星画像になることにより、費用の削減につながるということか。

事務局：

国がデジタル技術を生かして上下水道のDXを推進しています。具体的には、AIやドローン調査、またスマートメーターや今回の人工衛星があり、それを実施すると国から2分の1の補助金が出ます。

また、今まで全ての管路を人が歩いて調査していましたが、人工衛星で調査することによって、半径100メーターの範囲を特定し、そのエリアの中の管路だけを調査すればいいので効率的かつ費用が安く済みます。

委員：

自宅が漏水していて、それに気づかないまま使用し普段よりも高い請求があった場合、減免で対応できるか。

事務局：

検針の時に毎月20m³ぐらいしか使われていない方が、例えば200m³ということになるとすぐにその方に連絡をして、「何か使用の方法が変わりましたか、理由はありますか、もしくは、心当たりがないなら漏水かも知れませんよ」という連絡をしていますので、2か月に一度は大抵の場合だとわかります。もし漏水だということになると、地中で漏れていた場合は減免の規定がありますが、見てわかるような状況の漏水については、減免の対象にならないケースが大半です。一般的には本人の注意が及ぶかどうかというのを基準にしてますが、レアなケースになりますと、状況をお聞きしながら個々に相談させていただくという形になります。

(下水道事業の説明に対する質疑応答)

委員 :

P26 で 155 円適用区分を改定案では 100 m³から 60 m³に変更しているのはどういった理由か。

事務局 :

60 m³以下の使用者が全体の 89%となっており、大半の一般家庭の方が使われている 60 m³までを基準に改めて適用区分を検討させていただきました。

委員 :

P3 の繰入金には基準内と基準外の繰入金があるが、基準外の繰入金を減らしていくという認識か若しくは繰入金というものをゼロにしていくというものなのか。

また、P17 の基本使用料で収入すべき額について、3 億 3239 万 1470 円なっているのは、P15 の固定費の 39%のみを配分しているように見えるがこの関係はどうか。

事務局 :

まず、削減しなければならぬのは基準外繰入金になります。これは、総社市が負担している繰入金ですので、国からの交付税措置がありません。繰入金ゼロにということについては、基準内繰入の中には雨水に関するもの等も入っておりますのでゼロという考えはありません。

また、P15、17 の基本使用料で賄う経費は、資料の書き方が分かりづらいですが、需要家費と固定費 39%を配分した 3 億 3239 万 1470 円で検討させていただきました。

委員 :

P13 の費用内訳で割合が大きくなっている固定費を安定した財源で賄わなければ財政計画が立てにくいという問題があるという理解でよいか。

事務局 :

そのとおりです。

(上下水道事業の共通事項に対する質疑応答)

委員 :

市民と事業所への周知などを行っていくとあるが、どのような周知を考えているのか。

事務局 :

広報等については、水道も下水道も一緒にすることになると思いますが、広報誌については、広報紙 11 月号で、現状の水道料金や下水道使用料の現状をお知らせして、検討委員会で今後の料金について検討していきますという広報はさせていただきました。ホームページについては、同じように今までの経緯などを広報させていただこうとは思います。

また、料金改定をする場合は、皆様の自宅等にポスティングを考えています。

委員 :

高齢者のみの世帯ではスマホを持っていない方が多く、情報が伝わりにくいので、目に見えるように回覧などで周知を図ってはどうか。

事務局 :

しっかりと検討させていただきます。

(水道事業についての審議)

議長 :

上水の方の審議に入りたいと思います。

前回の合意事項の確認から入りたいと思いますが、前回財政的にもあるいは耐震化とか災害対策とか、安心安全な生活のためには財政的に苦しい状態であるということとか耐震化とかの必要性が迫っているということでご説明いただきまして、料金を値上げする方向で改定するということで、前回の委員会で一致を見たというようにまとめさせていただいております。

その値上げの幅でございますが前回も少しお話がありましたが今日の資料の8ページのところで、大体11億円は不足するということでございまして、それをカバーできるような値上げ案が今回ご提案されていると理解しております。8ページにありますように大体25%値上げぐらいしないと少し不足が生じるということでございます。改定案の基本のところで先ほども確認させていただきましたが、資料1の12ページのところの固定費の割合がすごい大きいので、この固定費、要は使わなくてもかかる費用ということが非常に大きい部分がございますので、水道を使わなくともかかる基本料金でカバーしていくという方向でご提案があると理解しております。それとは別に使った分だけ従量制で料金がかかってくるというそういうシステムに変更というようなご提案であると考えておりますが、まずはそのいくら値上がるのかという話とは別に、先に意見の一致を見やすいものからさせていただきます。

13ページを御覧ください。13ページにいつから改定するのかという提案がございます。これは下水の方も同じ時期だったと思いますのでまとめさせていただきますが、上水と下水、この委員会で審議した内容を議会で諮っていただいて、来年の第3期6月使用分から新しい料金体系で料金を算定させていただくという事務局の案でよろしいでしょうか。

委員 :

家庭によっては夏場で水を多く使う時期があるので負担が大きくなると思うが、このタイミングでないといけないのか。

事務局 :

現状の水道事業の状況を考えますと、少しでも早く改定をさせていただきたいというのが、こちらの思いではあるのですが、先ほども議長の方からお話をありましたように、議会の審議や市民への周知の期間を考えまして、こちらとしては一番早いのがこれぐらいかなというところで、この6月から改定したいというのが事務局としての考えです。

水道料金の方から言いますと料金回収率は事務局としては早めに100%を達成したい、そしてなるべく使えるものは補助金をしっかり使いたいという思いもありまし

て、ご自宅もそうですし小中学校でもプールを使ってて、もうそれは重々わかっているんですが、少しでも早く安心安全をお届けする意味でも、ご負担を早めにお願いできないかなという思いでございます。

議長：

他にご意見なければ事務局案を了承してよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

次に、何%上げるのかという話なのですが、先ほどのご説明では25%ぐらいが必要だという話ですけども、それで20%・25%・30%というのが、14ページからそれぞれ示されておりまして、普通に20m³水を使つたらどのくらいなのかというラインが17ページぐらいから載っているという、そういう話であったかと思います。これでいきますと、三つの案のうち20%の増額という14ページは回収率が100%切る案でございますので、先ほどからご質問等もありましたように、ここに載ってる費用は、基本的に今後上がるだろうというリスクをかなり含んでいますのでこの20%案を取ったときには、料金回収率がもっと下がる可能性もあるなと思うので、この20%案というのは、上げる必要性と、結果がちょっと違うかなという、そういう感じがするのですが、回収率と将来費用が上がるリスクを考えていくと、25%案か30%案かという、そこら辺が現実味を帯びてくるかなと思えるのですが、まずは20%案は回収率が100%を下回るということで必要な分を料金で回収できない可能性が非常に高いという、この20%案につきましてどのように扱うかというのを決めさせていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

必要な分を料金としてある程度揃えていくという観点からいきますと、20%案ではちょっと不十分かと思えるのですけれども、25%案と30%に絞って審議していくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

それでは20%案は採用しないということで意見の一致を見たというように扱わせていただきます。

25%案と30%案でいきますと料金回収率が100%以上を望めるということで、大体の料金の目安が17ページにあります感じで、総社市2のパターンか総社市3のパターンということになろうかと思います。下水の方も一緒に料金を改定するということだとちょっと影響大きいようにも思えるのですが、そのことも含めてご審議いただきたいと思うのですが、自由にご意見をというようにするとなかなか進まないかと思いますので、私の案を示させていただきまして、それに対して意見をいただくという形にさせていただけたらと思います。

下水も一緒に上げるということになりますと30%案では影響が大きいかなと思えますし、25%案でほぼ100%の回収率を見込めるということでございますので、次の基本料金をどうするのかという案もあるのですけども、25%案をベースに考えていくということでいかがかと思うのですが、委員の皆様方のご意見をいただければと思います。

委員 :

25%と30%ということで、比較でその料金回収率を見る限り、令和12年に関しましては100%ギリギリというところもありますし、収益的収入、支出の方で年度によって諸々違うのはあれなのですけれども、100%を目指すのであれば、どうなのかなというはあるのはあるのですが、下水道も一緒にと思えば、家計的にはかなり切迫するかなというところにはなりますので、17ページにもございますけれども、25%上げるとその県平均が3,473円ということで、25%にすると3,536円ということでその県平均ラインにはちょっと越しますけれども、著しく高いわけではないのかなという感じもしますけれども、25%に上げて令和12年度以降の料金回収率っていうのはどうなのかなっていうところがちょっと心配なのは心配です。

今回平成21年から料金改定してなかった状態でまたそれこそ今回やってすぐにまた料金改定しなければいけないっていう状況はかなり防ぎたい状況ではあると思いますのでいかがでしょうか。

議長 :

今のご意見を私の方でまとめますと、家庭の影響を考えたら25%案で県平均ラインが望ましいけども、将来的に100%下回るかもしれないというリスクを考えたら30%というのが望ましいというようなご意見で、ただ下水も一緒に考えた場合の家計への影響を考えたらちょっと30%ではしんどいかもしないというようなご指摘があったと思いますが、これにつきましては、おそらく国の方針とかで5年ぐらいを目途に料金改定を考えていくようにとの指示が出ていると思うのですが、そういう方針が国から出ているという理解でよろしかったですか。

事務局 :

およそ3年から5年で水道料金の見直しをすべきというのが、法令で定められています。今後については、3年から5年では5年ぐらいかなと思っていますが、次の5年でどのようにしていくかを検討していきたいと考えております。

議長 :

もしかしたら費用の上昇とかでまた5年後に料金を上げないといけないという話になるかもしれないのですが、とりあえず今後の5年スパンで考えていくということで、今回の委員会でまとめさせていただきたいと思いますけれども、令和12年までの5年スパンで考えていくということでおよろしいでしょうか。

委員 : (了承)

議長 :

ありがとうございます。それでは今も出ましたついでにやりますが、5年後に國の方針に従ってまた委員会を開いて料金を改定する必要があるかどうかを検討していただくということをこの委員会の意見の一つとしてまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 : (了承)

議長：

ありがとうございます。それではその件も認めていただいたものとして扱わせていただきます。それではこの30%案と25%案のどちらかということにつきましてご意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

委員：

料金回収率のことばかり気になって、お話だけ聞くと100%を超えると補助金を使えるから100%なのですが、先ほど委員も少しおっしゃっておられたかも知れないけど、物価の高騰とか色々な社会の事情で100%ギリギリのところを行っているのですけど、例えば98%になったらもうたちまち補助金が使えないのか、ある程度補助金を使える猶予があるのか、そこを教えていただければと思います。

事務局：

補助金というのが100%を超えるため使えない補助金もあるのですが、そうでなくとも別の要件がある補助金もありますし、現時点では100%を下回った状態です。今別のメニューが使えないかというのを模索しております。先ほど衛星の漏水調査の件も、これも実は補助金の対象となっております。これと100%の補助金とはまた別のメニューになりますので、100%を超えている間はそのメニューも視野に入れながらやっていきますし、100%を下回った場合は別のメニューの中から、できる範囲でやっていくという考え方でございます。

委員：

事務局が25%が妥当じゃないかと出しているのだから、25%か30%だと、30%に上げる必要はないのではないか。

議長：

それでは今のご意見ありましたように、資料の方で25%ほどが必要だということが出ておりますので、今ご指摘ありましたように、15ページの25%案でいくということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

それでは値上げ幅は25%増額というので、意見の一致を見たというようにまとめさせていただきます。

次に、25%増額というときの基本料金、つまり全然水を使っていないなくてもかかる料金と、水を1m³あたり使うときの単価の話に入っていきたいのですが、資料2と資料5をご覧ください。

先ほどご説明いただいた中で、それがまとめられています。資料2はもう25%案の真ん中の縦三つの分だけ見るということでご覧いただければと思います。詳しいのは今日の資料6に載っておりますが、基本的なところだけ資料2でまとめていただいているのでそれをベースに話をさせていただきたいと思いますが、資料5にありますように基本料金を今よりも減らすという場合は、資料5の特徴の基本料金減額の一つ目のところにありますように、ごく少量しか使わない方は有利になると、得する場合があるということでございますが、その分基本料金という形で納めてい

ただく料金分が減りますので、 1 m^3 あたりの水を使うときの単価がその分高くなるということで、多く使われる方ほど、要はご家族の多い方とか、多く使われる方ほど負担が多くなるというシステムのようでございます。要は従量料金が増えるということで、使ったかどうかで変動するので、先ほどから私が確認させていただいております、必ず料金として入ってくる金額は、ものすごく変動してくるということで、基本料金が少なくなりますので、ここ的基本料金の減額のところの最後にあります、経営の安定性は低くなつて固定費を貯うのがしんどくなる可能性あるということでございます。

さらに、基本料金増額のところをご覧ください。これは、少量使用者には基本料金が上がるのとちょっと負担になるのですが、先ほどありました 20 m^3 と 40 m^3 の一般家庭というように言わせていましたけど、その一般家庭の増加率は3パターンの中で一番小さくなるということで、要は従量単価が 1 m^3 当たりの単価が一番安いパターンになると。たくさん使う方にはこの基本料金の増額パターンの方が結果的には安くなつて経営の安定性が高くなるということで、固定費の対応ができやすいと理解いたしました。

ですので、資料2をご覧いただきますと、先ほど事務局に確認したのですが、基本料金の0、要は水量0というところをご覧いただきますと、基本料金減額のときは2,354円というので、据置と増額の三つのパターンのうち一番水量0のときは一番安くなるのですが、その後の、 20 m^3 からの使った分の料金のところでいくと、実は3段目の増額のところの金額が25%増額の三つのパターンのうち一番安い金額になっています。例えば、13口径の 20 m^3 のところで見ますと、減額のパターンだと3,454円で、据置のときは3,520円で増額のときは3,333円ということで、基本料金を上げた分だけ単価を安くして、負担がないように計算していただいているというか単価を設定していただいているみたいなので、増額のパターンが一番安くなるパターンと、使う方には安くなるパターンと理解しております。

ですので、私の意見を原案として出させていただきますと、25%増額でいくのであれば、ちょっと少量使用者の方には負担が増えてしまうのですけれども、多数の一般家庭の方からすると、增量のパターンの方が結果的に安くなるということになりますので、この增量のパターンでいくのはどうかというのが原案でございます。

ただ、高齢者の家庭とか少量しか使わない家庭もあるうかと思うのですが、ただ、その分だけ增量の場合の 1 m^3 当たりの単価が少なくなっています。結果的には基本料金減額のパターンでは水を少し使う分の単価が高くなってしまうので、基本料金減額のパターンと比べてもそんなにむちゃくちゃ負担にはならないかなと思えるのですが、少量利用者への配慮という形でこの計画立てていただいているみたいですので、その配慮というのが、従量分の単価を安くしてることで、少量利用者への配慮もある程度されてるという理解ではどうかというのが二つ目の原案でございますが、まずは減額・据置・増額の三つのパターンのうち、増額のパターンではどうかという原案につきましてご意見等いただけましたらと思いますがいかがでしょうか。

委員：（意見なし）

議長：

増額というと上がるイメージが強いのですが、言えば使うほど三つのパターンでは一番安くなるというパターンであると理解しています。

そんなにむちゃくちゃ変わらないように単価を計算していただいているみたいで、このポイントは基本料金を増額して、安定的に料金の中から一定額を納めていただけるようになるというところにポイントがあろうかと理解しております。

そういうことで、固定費とかを回収していきたいということのようですので、基本的には、どのパターンでもそんなにむちゃくちゃ1ヶ月の料金が何千円も変わるとかではないのですけども見た感じ、増額のパターンの方が財政的に安定というのと、例えば先ほどお話をあったプールとかされる家庭であれば助かるというパターンであると思いますので、25%増額の基本料金増額のパターンでよろしいでしょうか。意見の一致を見たというようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 :

5%刻みの改定案だが、23%とか24%ではだめなのか。そういう検討はされたのか。

事務局 :

資料を作成するときにまず総括原価からどれくらい上げる必要があるかというのを確認をしました。そこで出てきたのは先ほども出てきました25%増額というのがまず出てきまして、この25%増額を基準に他の案もというところで5%刻みの数字を出したところになります。24%や23%のパターンは設定すればできるのですが、金額としてそこまで大きな開きがないので比較する上では5%というのはこちらが決めた数字にはなるのですが、ある程度数字の開きがあって特徴が表れてくるというところで、5%を選ばせていただきました。

議長 :

今回5%刻みの案は出ておりますが、先ほどの算式で25%値上げしないともう賄えないのであれば、それに従ってはどうかということが先ほど委員の方からご指摘があったのでそれでまとめさせていただいておりますので、5%刻みの案でやったということよりも、もう市の計算で11億足りないから、25%は上げないといけないという。これを根拠に25%を導き出したということでまとめさせていただけたらと思いますが、それでよろしいでしょうか。

繰り返しになりますが、資料2における25%案の基本料金増額のパターンでよろしいでしょうか。

委員：(了承)

議長 :

それではこれでお認めいただいたものとして扱わせていただきます。ありがとうございます。

上水の方はこれで終わりまして、次に下水の方は三つのパターンが示されておりました。20ページからの話でございますが、基本的にどの案であっても51%上げないといけないというのが、足りない分を考えたらそういうようになっていますが、51%も上げると先ほど事務局のご説明にありましたようにものすごい改定になりますので、ちょっと現実的ではないということで、緩やかな影響が出るように15%・20%・25%という案が出ております。先ほど上水の方で25%上げておりますので、あまり高い改定率ではちょっと影響が大きすぎるかなというのがございます。

ですので、15%か20%の案という20ページから21ページのところでどうかというのがあるのですが、下水の方は先ほどご質問ございましたように、一般会計からの繰入ということで、下水を使っておられない方からも税金という形で料金をいただいていることになっておりますので、下水に関しては安い方向でいりますと、使ってない方の税金を使うのかというような御指摘も出てこようかと思いますので、上水と一緒に上げるということで、25%案はなしというふうに考えれば、20%案というのが目安になろうかと思います。

基本的には今的基本使用料が260円上がるという案であろうかと思いますが、市は51%上げるのが必要なことをおっしゃっているのですけど、それを上げるとものすごい負担になりますので、25%案が理屈上は望ましいのですけれども、上水と一緒に上げるということを考えたら20%が妥当かなというのが私の感触ではあります

が、いかがでしょうか。

理由は、一般会計からの繰入ということで使ってない方の税金も使っている事業でございますので、あまり安くしすぎるというのも問題かと思われます。ただ上水と一緒に上げるということで高くしすぎるのも、影響が大きすぎるということで示されている案でいきますと必要な51%には足りませんが、20%案というのが妥当なラインかと思われますがよろしいでしょうか。結構重要なことを決めようとしておりますが、よろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

では、委員の皆様方のご理解をいただいて意見の一致を見てという形でまとめさせていただきますがよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

ありがとうございます。

この場合下水の方の少量利用者への配慮という意味というのも、基本的には21ページの20%案を見ていただきますと、使った分の料金が20m³のところまで45円という形でかなり安くなっていますので、高齢者の家庭とかそういうところで、値上げになるわけですが、少量しか使われてない方は単価が100円ほど安いということで、配慮させていただいているというような形で市の方は考えていると理解した、というように我々の委員会では結論付けたという形でまとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

はい、ありがとうございます。

それでは本日のとりまとめといいますか、確認だけさせていただきます。

下水の方が20%案で基本水量をなくして、基本料金と従量制で20%の案をお認めいただいたとさせていただきます。

上水の方は25%増額の案で基本料金増額のパターンで基本水量をなくすという形

で、使った分だけお支払いいただくという料金体系に変更するということで、本日の委員会でお認めいただいたものとして扱わせていただきますが、今のまとめでよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

ありがとうございます。

それではちょっと長時間になり大変恐縮でございますが、第2回総社市水道料金等検討委員会の議事をこれで終わりたいと思いますので、マイクを事務局にお返しします。よろしくお願ひいたします。

3 第3回検討委員会に向けてのスケジュール調整

第3回検討委員会の日程候補を確認した。

4 その他

5 閉会